

# 妙高市の市税等がスマートフォン決済アプリ

## (PayPay・LINEPay)で

### 24時間！いつでも！どこでも！

### 納付できます！

対象税目等：市・県民税(普徴)、固定資産税、都市計画税

軽自動車税(種別割)、国民健康保険税、介護保険料

#### ■対象スマートフォン決済アプリ

PayPay

(請求書払い)



LINEPay

(請求書支払い)



#### ■支払方法

Step 1	⇒	Step 2	⇒	Step 3
<b>アプリにマネーチャージ</b> アプリで電子マネーをチャージします。(クレジットカードでのお支払いはできません)		<b>バーコードを読み込む</b> アプリの請求書払いを選択し、納付書の <u>バーコード</u> を読み込み、決済画面へ進みます。		<b>支払い完了</b> 支払う金額を確認し、決済すれば支払い完了です。 ※領収書は発行されません

#### 【納付書イメージ図】

☞◆納期限が過ぎたものは納付できません

☞スマホのカメラでこのバーコードを読み取る

#### ■注意事項

- ◎スマートフォン決済アプリでの納付は領収書が発行されません。アプリの支払い履歴でご確認ください。領収書が必要な場合は、市役所・各支所や金融機関、コンビニエンスストアにて現金で納付ください。
- ◎納付金額が30万円を超える場合は、スマートフォン決済アプリでの納付はできません。
- ◎納付書記載の「納期限」(※イメージ図◆印)を過ぎた場合はご利用できません。
- ◎スマートフォン決済アプリによる納付手数料はかかりません。
- ◎納付にかかるインターネット接続費用、パケット通信料は利用者負担になります。
- ◎納付による当市からのポイント付与はありません。
- ◎各アプリの利用方法は、各アプリのホームページでご確認ください。